

(メール送付)
事務連絡
令和元年7月24日

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者様
(就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援、生活介護)

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長
〔公印省略〕

「就労系福祉サービス事業所における難病のある人への合理的配慮
マニュアル」について

平素から、障がい福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
厚生労働省より、別添のとおり、「就労系福祉サービス事業所における難病のある人への合理的配慮マニュアル」を作成し、厚生労働省ホームページにて公表したとの通知がありました。

つきましては、難病のある人に対する就労支援にあたって、各疾患に係る配慮を行う際にご活用いただきますようお願いいたします。

(参考) 厚生労働省ホームページ

トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害福祉サービス等>障害者の就労支援の「4 参考資料」に關係資料が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/service/shurou.html

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 菊地 TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187
--